

○河北郡市広域事務組合管理職員等の範囲を定める規則

制定 令和6年3月15日 公平委員会規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第52条第4項の規定に基づき、同条第3項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めることを目的とする。

(管理職員等の範囲)

第2条 本組合に勤務する職員のうち管理職員等は、次に掲げる職を有する者とする。
事務局長 会計管理者 次長 課長 所長 課長補佐 室長 館長 庶務課係長、主査及び主事(人事、給与又はサービスを担当する者並びに予算編成作業を担当する者に限る。)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。